

# 重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーション  
ネットケア

# 重要事項説明書

(訪問看護サービス)

(2026年6月1日現在)

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者概要

事業者名称	医療法人 真誠会
主たる事務所の所在地	米子市河崎580番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 前田 浩寿
電話番号	(0859) 29-0099

ステーションコード	訪問看護ステーションネットケア 0290064
訪問事業所（鳥取県）	訪問看護

## 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション ネットケア
ステーションコード	0290064
所在地	米子市河崎580
電話番号	(0859) 24-6777
ファクシミリ	(0859) 24-3077

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人真誠会が開設する訪問看護ステーションネットケア（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の職員の職種	員 数
看護師（うち1人管理者）	5人以上 （非常勤を含む）
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	1人

### 5 営業時間

営業日	365日営業
営業時間	9：00～18：00 ※当事業所は24時間対応体制を整えております。 （24時間対応体制加算の算定対象）

## 6 サービスの概要

サービスは、訪問看護師等が利用者又はその家族と話し合いながら、かかりつけの医師などと連絡をとり、看護計画を立ててすすめていきます。

主なサービスの内容は次の通りです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 7 ご利用回数

原則として週3日までですが、疾患等によっては週4日以上利用ができます。

また、頻回の訪問看護が必要であると認められ、特別訪問看護指示書(月1回)を交付された場合は、14日間を限度に利用ができます。(別に厚生労働大臣が定める利用者の場合は月2回の交付が可能)

## 8 利用者負担金

### (1) 基本利用料

訪問看護療養費に係る利用者負担金は費用全体の1割～3割です。

※ 利用者が提示する被保険者証、公費負担医療制度の適用の有無等で異なります。

<訪問看護療養費> 制度上の改定等で変更となる場合があります。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550円 × 訪問日数 (週3日目まで)
	6,550円 × 訪問日数 (週4日目以降)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 5,550円 × 訪問日数
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者への訪問)	(1) 同一日に2人への訪問
	① 5,550円 (週3日目まで)
	② 6,550円 (週4日目以降)
	(2) 同一日に3人以上9人以下への訪問
	① 2,780円 (週3日目まで)
	② 3,280円 (週4日目以降)
(3) 同一日に10人以上19人以下への訪問	
① 2,760円 (月20日目まで)	
② 2,660円 (月21日目以降)	

	<p>(4) 同一日に 20 人以上 49 人以下への訪問  ①2,710 円 (月 20 日目まで)  ②2,610 円 (月 21 日目以降)</p>
	<p>(5) 同一日に 50 人以上  ①2,610 円 (月 20 日目まで)  ②2,510 円 (月 21 日目以降)</p>
	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合</p>
	<p>(1) 同一日に 2 人への訪問  5,550 円</p>
	<p>(2) 同一日に 3 人以上 9 人以下への訪問  2,780 円</p>
	<p>(3) 同一日に 10 人以上 19 人以下への訪問  ①2,760 円 (月 20 日目まで)  ②2,660 円 (月 21 日目以降)</p>
	<p>(4) 同一日に 20 人以上 49 人以下への訪問  ①2,710 円 (月 20 日目まで)  ②2,610 円 (月 21 日目以降)</p>
	<p>(5) 同一日に 50 人以上  ①2,610 円 (月 20 日目まで)  ②2,510 円 (月 21 日目以降)</p>
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500 円
訪問看護管理療養費	<p>1. 月の初日の訪問の場合 (1 日につき)</p> <p>イ 機能強化型訪問看護管理療養費 13,760 円  ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 10,460 円  ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 9,030 円  ニ 機能強化型訪問看護管理療養費 9,030 円  ホ イからニまで以外の場合 7,710 円</p> <p>2. 月の 2 日目以降の訪問の場合 (1 日につき)</p> <p>イ 単一建物居住利用者が 20 人未満 3,010 円  ロ 単一建物居住利用者が 20 人以上 49 人以下  (1) 1 月当たり訪問日数が 15 日以下の場合  2,510 円  (2) 1 月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下の  場合 2,310 円  (3) 1 月当たり訪問日数が 25 日以上の場合  2,210 円  ハ 単一建物居住利用者が 50 人以上  (1) 1 月当たり訪問日数が 15 日以下の場合  2,410 円  (2) 1 月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下  の場合 2,210 円</p>

	(3)1月当たり訪問日数が25日以上の場合 2,010円
訪問看護情報提供療養費1	1,500円(月額)
訪問看護情報提供療養費2	
訪問看護情報提供療養費3	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円(月額:該当月)
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円(月額:該当月)

精神科訪問看護基本療養費(I) (1日につき)	週3日目まで (1)30分以上の場合 5,550円 (2)30分未満の場合 4,250円 週4日目以降 (3)30分以上の場合 6,550円 (4)30分未満の場合 5,100円
精神科訪問看護基本療養費(III) (同一建物居住者への訪問)	(1)同一日に2人への訪問 ①週3日目まで 30分以上の場合 5,550円 ②週3日目まで 30分未満の場合 4,250円 ③週4日目以降 30分以上の場合 6,550円 ④週4日目以降 30分未満の場合 5,100円 (2)同一日に3人以上9人以下への訪問 ①週3日目まで 30分以上の場合 2,780円 ②週3日目まで 30分未満の場合 2,130円 ③週4日目以降 30分以上の場合 3,280円 ④週4日目以降 30分未満の場合 2,550円 (3)同一日に10人以上19人以下への訪問 ①月20日目まで 30分以上の場合 2,760円 ②月20日目まで 30分未満の場合 2,110円 ③月21日目以降 30分以上の場合 2,660円 ④月21日目以降 30分未満の場合 2,010円 (4)同一日に20人以上49人以下への訪問 ①月20日目まで 30分以上の場合 2,710円 ②月20日目まで 30分未満の場合 2,070円 ③月21日目以降 30分以上の場合 2,610円 ④月21日目以降 30分未満の場合 1,970円 (5)同一日に50人以上への訪問 ①月20日目まで 30分以上の場合 2,610円 ②月20日目まで 30分未満の場合 1,990円 ③月21日目以降 30分以上の場合 2,510円 ④月21日目以降 30分未満の場合 1,890円
精神科訪問看護基本療養費(IV)	8,500円

<p>包括型訪問看護療養費 (1日につき)</p>	<p>1. 単一建物居住利用者が 20 人未満の場合  イ 訪問看護時間が 30 分以上 60 分未満 7,010 円  ロ 訪問看護時間が 60 分以上 90 分未満 11,010 円  ハ 訪問看護時間が 90 分以上 14,010 円  ニ 訪問看護時間が 90 分以上で別に厚生労働省が定める場合 15,510 円</p> <p>2. 単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満の場合  イ 訪問看護時間が 30 分以上 60 分未満 6,310 円  ロ 訪問看護時間が 60 分以上 90 分未満 9,910 円  ハ 訪問看護時間が 90 分以上 13,730 円  ニ 訪問看護時間が 90 分以上で別に厚生労働省が定める場合 15,200 円</p> <p>3. 単一建物居住利用者が 50 人以上の場合  イ 訪問看護時間が 30 分以上 60 分未満 5,960 円  ロ 訪問看護時間が 60 分以上 90 分未満 9,360 円  ハ 訪問看護時間が 90 分以上 13,450 円  ニ 訪問看護時間が 90 分以上で別に厚生労働省が定める場合 14,890 円</p>
-------------------------------	--

以下は対象者加算（該当する対象者のみ加算されます。）

<p>難病等複数回訪問加算</p>	<p>イ 1 日に 2 回の場合  同一建物居住者に対する場合  (1) 同一建物内に 1 人又は 2 人 4,500 円  (2) 同一建物内に 3 人以上 9 人以下 4,000 円  (3) 同一建物内に 10 人以上 19 人以下 3,700 円  (4) 同一建物内に 20 人以上 49 人以下 3,500 円  (5) 同一建物内に 50 人以上 3,300 円</p> <p>ロ 1 日に 3 回以上の場合  同一建物居住者に対する場合  (1) 同一建物内に 1 人又は 2 人 8,000 円  (2) 同一建物内に 3 人以上 9 人以下  ①月 20 日目まで 7,200 円  ②月 21 日目以降 6,900 円  (3) 同一建物内に 10 人以上 19 人以下  ①月 20 日目まで 6,300 円  ②月 21 日目以降 5,200 円  (4) 同一建物内に 20 人以上 49 人以下  ①月 20 日目まで 4,800 円  ②月 21 日目以降 3,500 円  (5) 同一建物内に 50 人以上  ①月 20 日目まで 4,100 円  ②月 21 日目以降 3,000 円</p>
-------------------	---

緊急訪問看護加算	イ 月 14 日目まで 2,650 円 (緊急訪問日) ロ 月 15 日目以降 2,000 円 (緊急訪問日)
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(午後 6 時～午後 10 時)、 早朝(午前 6 時～午前 8 時)	イ 同一建物内 1 人又は 2 人 2,100 円 ロ 同一建物内 3 人以上 9 人以下 (1) 月 15 日目まで 2,100 円 (2) 月 16 日目以降 1,900 円 ハ 同一建物内 10 人以上 19 人以下 (1) 月 15 日目まで 1,800 円 (2) 月 16 日目以降 1,300 円 ニ 同一建物内 20 人以上 49 人以下 (1) 月 15 日目まで 1,200 円 (2) 月 16 日目以降 950 円 ホ 同一建物内 50 人以上 (1) 月 15 日目まで 1,000 円 (2) 月 16 日目以降 800 円
深夜訪問看護加算 (午後 10 時～翌 6 時)	イ 同一建物内 1 人又は 2 人 4,200 円 ロ 同一建物内 3 人以上 9 人以下 (1) 月 15 日目まで 4,200 円 (2) 月 16 日目以降 4,000 円 ハ 同一建物内 10 人以上 19 人以下 (1) 月 15 日目まで 3,900 円 (2) 月 16 日目以降 2,300 円 ニ 同一建物内 20 人以上 49 人以下 (1) 月 15 日目まで 2,100 円 (2) 月 16 日目以降 1,500 円 ホ 同一建物内 50 人以上 (1) 月 15 日目まで 1,800 円 (2) 月 16 日目以降 1,300 円
長時間訪問看護加算 (週 1 日 / 3 日)	5,200 円
乳幼児(6 歳未満)加算 (1 日につき)	1,400 円 厚生労働大臣が定める者の場合 1,800 円
複数名訪問看護加算	イ 看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の場合 (週 1 回を限度) (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円 (2) 同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円 (3) 同一建物内 10 人以上 19 人以下 3,400 円 (4) 同一建物内 20 人以上 49 人以下 3,000 円 (5) 同一建物内 50 人以上 2,700 円 ハ 看護補助者の場合 (週 3 回を限度) (1) (看護補助者の場合) 1 回訪問/日 ① 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円 ② 同一建物内 3 人以上 9 人以下 2,700 円 ③ 同一建物内 10 人以上 19 人以下 2,100 円

	④同一建物内 20 人以上 49 人以下 1,900 円 ⑤同一建物内 50 人以上 1,600 円 (2) (看護補助者の場合) 2 回訪問/日 ①同一建物内 1 人又は 2 人 6,000 円 ②同一建物内 3 人以上 9 人以下 5,400 円 ③同一建物内 10 人以上 19 人以下 3,800 円 ④同一建物内 20 人以上 49 人以下 3,450 円 ⑤同一建物内 50 人以上 3,300 円 (3) (看護補助者の場合) 3 回以上訪問/日 ①同一建物内 1 人又は 2 人 10,000 円 ②同一建物内 3 人以上 9 人以下 9,000 円 ③同一建物内 10 人以上 19 人以下 5,500 円 ④同一建物内 20 人以上 49 人以下 4,800 円 ⑤同一建物内 50 人以上 4,500 円
複数名精神科訪問看護加算	イ保健師・看護師・作業療法士の場合 (1) 1 回訪問/日 ①同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円 ②同一建物内 2 人以上 9 人以下 4,000 円 ③同一建物内 10 人以上 19 人以下 3,400 円 ④同一建物内 20 人以上 49 人以下 3,000 円 ⑤同一建物内 50 人以上 2,700 円 (2) 2 回訪問/日 ①同一建物内 1 人又は 2 人 9,000 円 ②同一建物内 2 人以上 9 人以下 8,100 円 ③同一建物内 10 人以上 19 人以下 6,880 円 ④同一建物内 20 人以上 49 人以下 6,070 円 ⑤同一建物内 50 人以上 5,460 円 (3) 3 回以上訪問/日 ①同一建物内 1 人又は 2 人 14,500 円 ②同一建物内 2 人以上 9 人以下 13,000 円 ③同一建物内 10 人以上 19 人以下 11,050 円 ④同一建物内 20 人以上 49 人以下 9,750 円 ⑤同一建物内 50 人以上 8,770 円 ハ看護補助者の場合 (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円 (2) 同一建物内 2 人以上 9 人以下 2,700 円 (3) 同一建物内 10 人以上 19 人以下 2,100 円 (4) 同一建物内 20 人以上 49 人以下 1,900 円 (5) 同一建物内 50 人以上 1,600 円
精神科緊急訪問看護加算	1. 月 14 日目まで 2,650 円 2. 月 15 日目以降 2,000 円
精神科複数回訪問加算	イ 1 日に 2 回の場合

	(1) 同一建物内に 1 人又は 2 人 4,500 円 (2) 同一建物内に 3 人以上 9 人以下 4,000 円 (3) 同一建物内に 10 人以上 19 人以下 3,700 円 (4) 同一建物内に 20 人以上 49 人以下 3,500 円 (5) 同一建物内に 50 人以上 3,300 円  ロ 1 日に 3 回以上の場合 (1) 同一建物内に 1 人又は 2 人 8,000 円 (2) 同一建物内に 3 人以上 9 人以下 ①月 20 日目まで 7,200 円 ②月 21 日目以降 6,900 円 (3) 同一建物内に 10 人以上 19 人以下 ①月 20 日目まで 6,300 円 ②月 21 日目以降 5,200 円 (4) 同一建物内に 20 人以上 49 人以下 ①月 20 日目まで 4,800 円 ②月 21 日目以降 3,500 円 (5) 同一建物内に 50 人以上 ①月 20 日目まで 4,100 円 ②月 21 日目以降 3,000 円
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の 取り組みを行っている場合 6,800 円  上記以外の場合 6,520 円
特別管理加算 (月 1 回)	2,500 円または 5,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円 (月 1 回に限る)
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円 (月 1 回)
特別地域訪問看護加算	所定額の 50/100 相当する額を加算
退院時共同指導加算 (該当月)	8,000 円
特別管理指導加算 (該当月)	2,000 円
退院支援指導加算 (該当月)	6,000 円
在宅患者連携指導加算 (該当月)	3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円 (該当月に 2 回まで)
精神科重症者支援管理連携加算	イ 8,400 円 ロ 5,800 円 (月 1 回)
専門管理加算	2,500 円 (月 1 回)
手順書加算	2,500 円 (月 1 回)
訪問看護遠隔診療補助料	2,650 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円
訪問看護物価対応料 (1 日につき)	1. 訪問看護物価対応料 1 (イ) 月の初日の訪問の場合 60 円 (ロ) 月の 2 日目以降の訪問の場合 20 円 2. 訪問看護物価対応料 2 20 円
看護・介護職員連携強化加算 (該当月)	2,500 円
訪問看護ベースアップ評価料	1. 訪問看護ベースアップ評価料 (I) 1,050 円

	継続して賃上げに係る取組実施した場合 1,830 円
	2. 訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)
	イ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)1 30 円
	ロ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)2 60 円
	ハ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)3 90 円
	ニ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)4 120 円
	ホ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)5 150 円
	ヘ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)6 180 円
	ト訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)7 210 円
	チ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)8 240 円
	リ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)9 270 円
	ヌ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)10 300 円
	ル訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)11 330 円
	フ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)12 360 円
	ワ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)13 390 円
	カ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)14 420 円
	ヨ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)15 450 円
	タ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)16 480 円
	レ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)17 510 円
	ソ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)18 540 円
	継続して賃上げに係る取組実施した場合
	イ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)1 40 円
	ロ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)2 80 円
	ハ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)3 120 円
	ニ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)4 160 円
	ホ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)5 200 円
	ヘ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)6 240 円
	ト訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)7 280 円
	チ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)8 320 円
	リ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)9 360 円
	ヌ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)10 400 円
	ル訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)11 480 円
	フ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)12 560 円
	ワ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)13 640 円
	カ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)14 720 円
	ヨ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)15 800 円
	タ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)16 880 円
	レ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)17 960 円
	ソ訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)18 1,040 円

(2) 衛生材料等その他の費用 (全額・自己負担)

<その他>

自宅外での実費利用	1時間につき	10,000円
-----------	--------	---------

区 分	利 用 料
死亡時に要する 費用（税別）	死後の処置、援助費用及び材料費等（エンゼルケア）
	5：00～22：00の時間帯 8,000円
	22：00～翌朝5：00の時間帯 10,000円

## 9 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
当日	500円
前日	午前9時～午後6時 無料
	午後6時～ 250円

※但し、理由によってはキャンセル料は不要です。

## 10 利用料のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

(1) 当事業所の提携金融機関より自動口座引落としによるお支払い。

【提携金融機関】 < ( ) は手数料（税別） >

山陰合同銀行（50円）、鳥取銀行（50円）、ゆうちょ銀行（10円）、  
米子信用金庫（50円）、JA鳥取西部農業協同組合（20円）、  
島根銀行（50円）

(2) 当事業所指定口座へお振込みによるお支払い。

【指定口座番号】

山陰合同銀行 米子西支店 普通口座 2574219

医療法人 真誠会 訪問看護ステーション

理事長 前田 浩寿

(3) 施設窓口での現金によるお支払い。

月曜日～土曜日の午前9：00～午後6：00までの間

## 11 サービス利用における禁止行為について

### 1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。  
(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例：■ コップを投げつける ■ 蹴られる ■ 手を払いのけられる	■ 叩かれる ■ 手を引っかく、つねる ■ 首を絞める	■ 唾をはく ■ 服を引きちぎられる
--	-----------------------------------	-----------------------

### 2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■ 大声を発する ■ サービスの状況を覗き見する ■ 怒鳴る ■ 気に入った職員以外に批判的な言動をする ■ 威圧的な態度で文句を言い続ける ■ 刃物をちらつかせる ■ 「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■ 利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する	■ 家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■ 訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する ■ 「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■ 利用料金の数ヶ月滞納 ■ 特定の職員にいやがらせをする。
---	--

### 3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：■ 必要もなく手や腕を触る ■ 抱きしめる ■ 女性のヌード写真を見せる ■ 入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。	■ 卑猥な言動を繰り返す ■ サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■ サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
---	---

## 1 2 苦情申立窓口

訪問看護ステーション ネットケア	窓口担当 <u>角田 直子</u> ご利用時間 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ご利用方法 電話 0859-24-6777 場所 米子市河崎580
鳥取県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会	ご利用時間 平日 8:30～17:15 ご利用方法 電話 0857-20-2100 場所 鳥取市立川町6丁目176

## 1 3 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。なお、速やかに緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名  
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

氏名 ) から

年 月 日

ご利用者

住所

氏名

印

署名代行者

住所

氏名

印

署名を代行した理由

ご利用者の  
身元引受人

住所

氏名

印

ご利用者との続柄